

國學院大學學術情報リポジトリ

『字音仮字用格』の成立と本居宣長の古典研究：
國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』
を中心として

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高橋, 俊之 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000701

『字音仮字用格』の成立と本居宣長の古典研究

—國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を中心として—

高橋 俊之

一、はじめに

安永五年（一七七六）に刊行された『字音仮字用格』は本居宣長の漢字音と仮名遣いの研究書である。僧・契沖の仮名遣い研究や僧・文雄もんのおうによる『韻鏡』研究の成果を踏まえ、定家仮名遣いが定着して以降混同されていた、あ行「お」とわ行「を」の仮名遣いの所屬を正したことで知られる書である。

本居宣長の字音仮名への関心は、医者となるべく京都に遊学する以前から既に始まっていたと考えられる。宝暦元年（一七五二）の奥書をもつ『假名都加比』¹⁾では、「音之假名遣之事」として、掲出する仮名に対応する字音を持つ漢字を列挙しており、『字音仮字用格』の原型ともいえる。この『假名都加比』の中で、宣長は、文雄の『和字大観鈔』（宝暦四年（一七五四）刊）を多く引用して、書き入れを行っており、また、安永五年版本『字音仮字用格』においても、契沖の説と文雄の説を引用していることから、宣長の字音研究において、契沖・文雄の影響は大きい。

『万葉集』の研究を通して、中世以来の「定家仮名遣い」が古文献の仮名遣いに一致しないことに気づいた契沖は『和

『字正濫鈔』を著し、定家仮名遣いの誤りを正した。そこで問題となったのが、あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣いであった。文雄は、『韻鏡』に記された「開」「合」「開合」という口の開き具合を記したと考えられる転図によって、発声の軽重の違いと仮名遣いを説明づけようとした。しかし、文雄が著した『韻鏡』研究の書である『磨光韻鏡』（延享元年（一七四四）刊）には、諸本間の異同に問題があり、「お」の仮名「於淤飢」が記される第十一転図が本来「開」であるにも関わらず「合」として分類されており、開口音の「お」の仮名が『韻鏡』転図の「開」と「合」の双方に所属するという問題があった。そのため、文雄の『韻鏡』研究を踏まえた本居宣長の安永五年版本『字音仮字用格』も、その問題を抱えたままとなっている。『韻鏡』の転図の問題については、後に太田全斎『漢吳音図』（文化十二年（二八一五）刊）、東条義門『於乎軽重義』（文政十年（一八二七）刊）によって、第十一転図が「開」に正され、あ行は開口音、わ行は合口音として、明瞭に分類されることとなる。本居宣長は、『韻鏡』転図の開合に問題を抱えたまま、あ行「お」とわ行「を」の仮名遣いの所屬を正したことになるが、その際に、宣長が想定したのが「御國ノ音ノ軽重」という独自の概念であった。³⁾

國學院大學図書館に、宝暦十二年（二七六二）の奥書をもつ『字音仮名遣』の写本がある。本居宣長が「お」と「を」の所屬を正した安永五年版本『字音仮字用格』が刊行される十五年前の稿本であり、「お」「を」の所屬については、旧来のまま、あ行「を」、わ行「お」となっている。また、安永五年版本が、文雄の『韻鏡』研究を踏まえながらも、『御國ノ古書』として『古事記』や『日本書紀』『万葉集』といった文献を引用しているのに対して、宝暦十一年稿本は「古書」に用いられる字音仮名であることを示しながらも、その出典については明確ではない。さらには、安永五年版本にある「御國ノ音ノ軽重」という独自の概念についても、この時点では、まだ用いられていない。

本稿では、國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を手がかりとして、本居宣長の字音仮名の研究の変

遷と宝暦十一年稿本に「古書」として引用される文献を確認することで、宣長の古典研究の展開を明らかにしたい。

二、國學院大學図書館蔵・宝暦十一年稿本『字音仮名遣』の書誌

『字音仮字用格』における宣長の字音仮名・古典研究の変遷を確認していく上で、まずは、國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本『字音仮名遣』の書誌を確認しておきたい。

表紙…代赭色表紙

外題…「字音仮名遣 全」(左打付書)

内題…「字音仮名遣」

装幀…袋綴(四つ目綴)

寸法…縦二六・七糎×横十六・八糎

卷冊…一冊

丁数…墨付三十四丁

奥書…「寶暦十一年辛巳仲夏／(低七格) 舜庵本居宣長撰」

貼紙…「千〇百五十／凹邨文庫／(低二格) 一冊」(表紙)

「宣長大入真筆請合」(表見返し)

「横山先生様(欄外)／(低八格) 記／・字音かなつかいひ 〈本居宣長自筆稿本／紙三十四葉大本〉 一冊
八万五十円／(古書肆印)」(裏見返し)〔日東印原稿用紙〕

印記…「(低一格) 伊賀國上野市本町／書肆 冲森直三郎／(低四格) 〈電話三六一番／振替大阪五二九〇九番〉」(古

書肆印)

別添：「本居宣長自筆／（低一格）初稿本 字音かなつかひ 一冊／（低三格）寶曆十一年仲夏稿 紙三十四葉／（二行アキ）／本稿本宝曆十一年先生三十二歳の時の初度／編述字音かなつかひの原稿本なり然して／最後の稿成りて刻成頒布に先き立つ／十五年前のものなり即ち先生未だ縣居翁／の門に入らざる當時漢字音格等を考へ／本書に手を着けられしものにして其の／前後に開板せる語意考^{真編}冠辞考^{同上}／古言梯（魚彦）等と期を同うせるハ本邦語学／国語の再興飛躍時と云ふべし／五十音図の中の「オ」を「ワ」行の「ヲ」を「ア」行／として従來の先學者の錯置せられし／俣なりしを安永五年本書刻本完成に／到り古に復し其由委しく編じありし故／當時より非常の卓見として其眞價を／喧傳せられしものなり／本稿本未だ學界に知られざる／先生手筆の初稿本にして重要典籍なり／刻本との差異を考察する時其變遷／は本邦語學史上の資料たるを信ず／本書もと凹村文庫の襲藏品なり凹村文／庫は勢南松阪郊外久保に存せり／本居門乾氏の藏庫にして彼の小津氏／西莊文庫と並び称されし抄籍に／富みし著名文庫なり」（日東印原稿用紙、仮綴じ冊子）

國學院大學図書館蔵の宝曆十一年稿本の詳細な書誌は右の記したとおりである。安永五年版本の書名は『字音仮字用格』であるが、宝曆十一年稿本では、外題・内題ともに「字音假名遣」となっている。目次の立項や総論部の内容においては、安永五年版本と宝曆十一年稿本とで大きな相違が見られるが、後半部の字音仮名の掲出については、排列こそ異なるものの、体裁については、ほぼ同様である。奥書には「寶曆十一年辛巳仲夏／舜庵本居宣長撰」とあり、『字音仮字用格』の宝曆十一年段階の稿本であることがわかる。

國學院大學図書館蔵宝曆十一年稿本の伝来については、表紙に貼付された「凹村文庫」の蔵書票と仮綴じされた別添の原稿用紙に記された識語から、その一端を知ることができる。この原稿用紙は、裏見返に貼付された古書肆の貼

り紙と同じである。識語によれば、本居門の乾氏から古書肆の沖森直三郎氏の手を経て、横山重氏のもとに渡ったことが分かり、現在は、國學院大學図書館に収蔵されている。「凹邨文庫」は伊勢の久保にあった文庫であることが記されているが、識語に記される本居門の乾氏については、本居宣長の『授業門人姓名録』や『采訪諸子姓名住国并開名諸子』においても確認することができず、また、本居春庭、本居大平、本居内遠の「門人録」にも名前を見出すことはできない。^⑦しかし、櫛田川沿いの清水村の商家であった乾家の系図である『乾家累代記録』によれば、乾家の第七代当主・乾富敬は、歌を荒木田久守に師事していたようである。^⑧荒木田久守は、荒木田久老の次男で、本居春庭の「門人録」に「文化七年庚午年」「橋村肥後正任」とあり、父・久老没後に春庭の門人となっている。また、鈴木淳氏によれば、久守は、宣長の「門人録」には記されていないものの『金銀入帳』に「橋村図書(荒木田久守)」とあることから、授業料を納め、門人と同等の待遇を与えられていたことが指摘されている。^⑨以上のことから、別添の原稿用紙に記された乾氏とは、清水村の商家・乾家のことであると考えられる。なお、「凹邨文庫」の名は乾家の文庫が久保村^⑩にあったことによるものであろう。

さて、『字音假名遣』の宝暦十一年稿本については、大野晋氏による次のような指摘がある。^⑪

宣長が松坂に歸つて、四年を経た寶暦十一年(一七六一)の奥書のある斷片十五枚(天理圖書館所藏)に、その一端を見ることができるとある。その内容は、明らかに後の『字音假字用格』で、その體裁も後の『字音假字用格』と一致する。それは浄書した原稿で、いま筆者はこれを假りに「字音假字用格寶暦十一年稿」と名づけることとする。裏の『鈴屋歌集卷二』の板下下書の末尾には、「午ノ正月五日此巻板下書了」と宣長の手跡があるから、それは寛政十年(一七九八)宣長六十九歳の筆であり、「字音假字用格寶暦十一年稿」の末尾には、大きく「寶暦十一年辛巳仲夏舜庵本居宣長撰」とあるから、こちらが本来の表で、それは宣長三十二歳の筆である。つまり、『鈴

『屋歌集卷二』の方が「字音假字用格寶曆十一年稿」の裏を利用したのである。

天理図書館蔵宝曆十一年稿本⁽¹²⁾については、筆者未見のため、別稿を期したいが、宣長が浄書した宝曆十一年稿本が複数冊あった可能性がある。あるいは、宣長自身が浄書した宝曆十一年稿本が転写されることもあったであろう。ただし、天理図書館蔵宝曆十一年稿本が『鈴屋歌集卷二』の紙背として利用された十五枚の断片であるのに対して、國學院大學図書館蔵宝曆十一年稿本は、三十四丁と多く、首尾を完備しており、宝曆十一年段階における体裁を留めていると考えられる。そのため、國學院大學図書館蔵宝曆十一年稿本と版本とを比較することによって、本居宣長の宝曆十一年から安永五年までの字音仮名遣い研究の変遷を知ることができよう。

三、宝曆十一年稿本『字音仮名遣』と安永五年版本『字音假字用格』

宝曆十一年稿本から安永五年版本への変遷を理解する上で、まずは、両書の目次を確認しておきたい。宝曆十一年稿本には、見出しが無い箇所も存在するため、見出しの無い箇所については、() を付して、便宜的に仮の見出しを付けた。

▽宝曆十一年稿本

(○)総論

○ワキウエオ音圖

(○)い・ゐノ假名

○を・おノ假名

○え・ゑノ假名

▽安永五年版本⁽¹³⁾

○喉音三行辨 (三行分生圖・輕重等第圖)

○おを所屬辨

○字音假字總論 (字音開合指掌圖・字音假字三會圖)

○凡例

○いゐ之假字 (いう・いゆう・いゆ・いふ・いやう・

- あう・わう・をう・おう・あふ・わふ・をふ・おふノ假名
- いう・いゆうノ假名　いふ・ぬふ附
- いやう・ぬやう・いよう・ぬよう・えう・ゑう・えふ・ゑふ
- きう・きふノ假名
- かう・こう・くわう・かふ・こふノ假名「くわうは右傍書、○符で挿入」
- きやう・きよう・けう・けふノ假名
- しう・しゆう・しふノ假名
- さう・そう・さふ・そふノ假名
- しやう・しよう・せう・せふノ假名
- ちう・ちふノ假名
- たう・とう・たふ・とふノ假名
- ちやう・ちよう・てう・てふノ假名
- はう・ほう・はふ・ほふノ假名
- ひやう・ひよう・へう・へふノ假名
- りう・りふノ假名
-
- いよう・いむ・ぬむ・いく・いつ・みつ・ぬき・いや・いやく・いよ・いよく
- えゑ之假字（えう・えふ・えい・ゑい・えむ・ゑむ・えつ・ゑつ・えき）
- おを之假字　附あ・わ（おう・をう・あう・わう・あふ・おむ・をむ・おく・をく・おつ・をつ）
- か行之假字（きう・きふ・かう・こう・くわう・かふ・こふ・きやう・きよう・けう・けふ）
- さ行之假字（しう・しゆう・しふ・さう・さふ・しやう・しよう・せう・せふ）
- た行之假字（ちう・ちゆう・ちふ・たう・とう・たふ・ちやう・ちよう・てう・てふ）
- な行之假字（なう・のう・なふ・にやう・によう・ねう・ねふ・にう・にふ）
- は行之假字（はう・ほう・はふ・ほふ・ひやう・ひよう・へう）
- ま行之假字（まう・もう・みやう・めう）
- ら行之假字（りう・りふ・らう・ろう・らふ・りや

○らう・ろう・らふ・ろふノ假名

○りやう・りよう・れう・れふノ假名

○にう・にゆう・にふノ假名

○なう・のう・なふ・のふノ假名

○にやう・によう・ねう・ねふノ假名

○まう・もう・まふ・もふノ假名

○みやう・みよう・めう・めふノ假名

○濁音じ・ぢ・ず・づノ假名

○わノ假名

○んノ字ノ事

う・りよう・れう・れふ

○濁音じぢずづ之假字

○韻ノいる之假字

○下中ノわ之假字

○韻ノむ之假字

まず、安永五年版本の目次を見てみると「字音假字總論」よりも前に「喉音三行辨」と「おを所屬辨」がある。「喉音三行辨」はや行・わ行があ行より生じたことにより混乱が生じやすいこと、そして、その音の軽重を論じた項目である。「喉音三行分生圖」では、や行・わ行の音がどのようにあ行から生じたのかを示した図で、「喉音輕重等第圖」は、「あいうえお」の音に「輕中重」の音声上の差異があり、それが喉音三行（あ行・や行・わ行）の音の軽重としてどのように表れるのかを図にしたものである。「おを所屬辨」では、文献にみえる万葉假名を例証として、「お」があ行、「を」がわ行に属することを論じた項目である。つづく「字音假字總論」では、契沖の反切上字による「い・ゐ」「え・ゑ・ゑ」「お・を」の区分を批判した上で、文雄の『韻鏡』の「開」「合」による区分では、「い・ゐ」「え・ゑ・ゑ」「お・を」の区分を批判した上で、文雄の『韻鏡』の「開」「合」とともに「御國ノ音ノ輕重」とを

あわせて区別する必要性を論じる。「字音開合指掌圖」は、「御國ノ音ノ輕重」の口の開き具合（「開」「合」）を示した図で、「お」と「を」の音が近似すること、また、「を」は合口音であり、「お」は「開」「合」の双方に渉るため、『韻鏡』における「お」の仮名の所属も開口音・合口音の双方に所属があることを論じている。「字音假字三會圖」では喉音三行の直音・拗音を著している。「いぬ之假字」以降は、掲出仮名に対応する字音の漢字を列挙して、『古事記』『日本書紀』『万葉集』をはじめとした文献を挙げている。

以上の安永五年版本の構成を見ると、「喉音三行辨」と「おを所属辨」が「字音假字總論」に先立つことから、宣長にとって、喉音三行の区別と「お・を」の仮名の所属についてが大きな関心であったことが理解できる。その上で、先に述べたとおり、「御國ノ音ノ輕重」という独自の概念によって「お・を」の所属を区別したことに安永五年版本の大きな特徴がある。

さて、これに対して、宝暦十一年稿本では、総論にあたる冒頭部において、次のように述べる。

凡^ッ文字ノ假名遣ノ難義ナルハアイウエヲヤイユエヨ^ノ三音ニアリ、此^ノ三音ハミナ喉音也、万^ッ音ミナ此^ノ三音ヨリ出ルモノ也、(中略)アイウエヲトヤイユエヨトノ二音ニハ假名ノ混スルコトナキユヘニ紛^レナシ、アヤウユヲヨ如此ニ異呼ナレハ也、アイウエヲトワキウエオトノ分別ヲ大事トスル也

宝暦十一年稿本の右の記述では、あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣いに難があることを述べ、あ行とや行については紛れることはないが、あ行とわ行については、きちんと分けることが重要であることを述べている。右の記述で特に注意されるのは、安永五年版本に見られた「お・を」の所属が、未だ、あ行「を」、わ行「お」となっている点である。この点については、宣長は、「をおノ假名」で、その所属が不審であることを述べているが、宝暦十一年稿本では訂正するに到っていない。これは、宝暦十一年稿本が「御國ノ音ノ輕重」という独自概念を想定していない

ことに起因していると考えられる。ただし、宝暦十一年には、仮名遣いの乱れの原因が、あ行・や行・わ行の喉音三行にあることは意識していたことが分かる。その喉音三行をどのようにに區別するのについて、宣長は、次のような説を挙げる。

イ[○]ヰ[○]エ[○]エ[○]ヲ[○]オ[○]ノ[○]假[○]名[○]ヲ[○]辨[○]ス[○]ル[○]ニ[○]ツ[○]キ[○]テ[○]一[○]説[○]ニ[○]開[○]音[○]ノ[○]字[○]ハ[○]イ[○]エ[○]ヲ[○]也[○]、合[○]音[○]ノ[○]字[○]ハ[○]ヰ[○]エ[○]オ[○]也[○]ト[○]云[○]、其[○]故[○]ハ[○]イ[○]エ[○]ヲ[○]ハ[○]輕[○]ク[○]シ[○]テ[○]ミ[○]ナ[○]開[○]口[○]ノ[○]音[○]也[○]、ヰ[○]エ[○]オ[○]ア[○]重[○]ク[○]シ[○]テ[○]合[○]口[○]音[○]也[○]ト[○]、サ[○]テ[○]開[○]音[○]合[○]音[○]ヲ[○]分[○]ツ[○]コ[○]ト[○]ハ[○]韻[○]鏡[○]ノ[○]開[○]転[○]合[○]転[○]ニ[○]テ[○]分[○]ル[○]也[○]、サ[○]レ[○]ハ[○]韻[○]鏡[○]ノ[○]開[○]転[○]ニ[○]属[○]ス[○]ル[○]字[○]ハ[○]ミ[○]ナ[○]ヲ[○]イ[○]エ[○]ヲ[○]カ[○]ク[○]ヘ[○]シ[○]、合[○]転[○]ニ[○]属[○]ス[○]ル[○]字[○]ハ[○]ヰ[○]エ[○]オ[○]ヲ[○]書[○]ヘ[○]シ[○]ト[○]云[○]々

右の説については、宣長は誰の説であるのについて言及していないが、文雄の説であることは間違いない。宣長は、あ行・や行が軽く発声する開口音、わ行が重く発声する合口音であることは認めつつも『韻鏡』の「開」「合」の転図によってのみ、喉音三行を區別する文雄説を次のように批判する。

開[○]音[○]合[○]音[○]ハ[○]モ[○]ト[○]文[○]字[○]ヲ[○]反[○]切[○]ス[○]ル[○]ニ[○]反[○]切[○]ノ[○]下[○]ノ[○]字[○]ニ[○]從[○]フ[○]コ[○]ト[○]ナ[○]リ[○]、上[○]ノ[○]字[○]ノ[○]開[○]合[○]ニ[○]ハ[○]カ[○]、ハ[○]ラ[○]ズ[○]下[○]ノ[○]字[○]ノ[○]開[○]合[○]ハ[○]一[○]字[○]ノ[○]音[○]ニ[○]ア[○]ル[○]モ[○]ノ[○]ナ[○]レ[○]ハ[○]上[○]ノ[○]假[○]名[○]ハ[○]開[○]合[○]ニ[○]ハ[○]カ[○]、ハ[○]ル[○]ヘ[○]カ[○]ラ[○]ズ[○]、今[○]假[○]名[○]モ[○]是[○]レ[○]ニ[○]准[○]セ[○]ハ[○]開[○]合[○]ハ[○]一[○]字[○]ノ[○]音[○]ニ[○]ア[○]ル[○]モ[○]ノ[○]ナ[○]レ[○]ハ[○]上[○]ノ[○]假[○]名[○]ハ[○]開[○]合[○]ニ[○]ハ[○]カ[○]、ハ[○]ル[○]ヘ[○]カ[○]ラ[○]ズ[○]、タ[○]ト[○]ヘ[○]バ[○]於[○]ノ[○]字[○]ノ[○]如[○]キ[○]漢[○]音[○]ハ[○]ヨ[○]ナ[○]リ[○]、呉[○]音[○]ハ[○]オ[○]ナ[○]リ[○]、是[○]モ[○]右[○]ノ[○]ゴ[○]ト[○]ク[○]開[○]合[○]ニ[○]ヨ[○]ラ[○]バ[○]、ヨ[○]ハ[○]開[○]也[○]、オ[○]ハ[○]合[○]ナル[○]ニ[○]此[○]ノ[○]於[○]ノ[○]字[○]合[○]転[○]ノ[○]字[○]也[○]、ヨ[○]ノ[○]音[○]合[○]転[○]ニ[○]入[○]ル[○]コ[○]ト[○]イ[○]カ[○]ゞ、(中略) ヨク
 〳 按[○]ス[○]ル[○]ニ[○]開[○]合[○]ヲ[○]以[○]テ[○]イ[○]エ[○]ヲ[○]ヰ[○]エ[○]オ[○]ヲ[○]分[○]ツ[○]コ[○]ト[○]今[○]少[○]シ[○]カ[○]ナ[○]ヒ[○]ガ[○]タ[○]シ[○]、尤[○]モ[○]アイ[○]ウ[○]エ[○]ヲ[○]ヤ[○]イ[○]ユ[○]エ[○]ヨ[○]ハ[○]開[○]音[○]、ワ[○]ヰ[○]ウ[○]エ[○]オ[○]ハ[○]合[○]音[○]ナ[○]レ[○]ト[○]モ[○]韻[○]鏡[○]ノ[○]開[○]合[○]ニ[○]ツ[○]キ[○]テ[○]其[○]ノ[○]文[○]字[○]ノ[○]假[○]名[○]ヲ[○]バ[○]定[○]メ[○]ガ[○]タ[○]シ[○]ト[○]知[○]ル[○]ヘ[○]シ

宣長は、『韻鏡』の「開」「合」は、反切下字による区分であり、反切上字を見ると、『韻鏡』の転図で「合」として掲出される「於」が反切上字にあった場合、漢音が「よ(開口音)」、呉音が「お(合口音)」となるため、『韻鏡』の転図の分類と合わなくなることを指摘する。その上で、何によって區別すべきかという問題に対して、「文字ノ反

切ノ字ヲ以テ音ノ假名ヲ定ムルニナラヒアリ、タトヘバ易ノ字ハ、以。鼓ノ反ナルユヘニイノ假名ナルコトヲ知ル也」と反切上字によって仮名遣いの所屬を決める「ナラヒ」があることを指摘する。この「ナラヒ」とは、具体的に誰の説であるのかについて、宝暦十一年稿本では言及していない。しかし、安永五年版本では、反切上字によって仮名遣いを決定するという、契沖の『和字正濫要略』の説を挙げて、これを批判しており、宝暦十一年稿本における仮名遣いの所屬を決定する「ナラヒ」とは契沖説であると考えられる¹⁴。

この反切上字によっても、喉音三行の区別がつけられない場合については次のように述べる。

ソノ反切ノ上字モイキユエヲオノ内ニテワカチカタキ時ハ又其字ヲ反切シテ見ル時ニ再三反セハ、ソノ内ニワヤユ。ヨノ四字ノ音ヲ得ルナリ、右ニイヘル易ノ字ノ反切ノ上字以ノ字、コレモ分チカタキユヘニ又以ノ字ノ反切ヲ見ルニ羊ノ字ヲ得ルユヘニ易ハ、イノ假名ト知ル類ナリ

宣長は、「易」の反切上字の「以(い・ゐ)」の字の如く、反切上字が行とわ行の双方に所屬する音の場合については、反切上字で出てきた文字の更に反切上字を見ることを繰り返すことによって、「以(い・ゐ)」の反切上字が「羊(よう)」となるように、最終的に「ワ・ヤ・ユ・ヨ」の四つの音にたどり着き、あ行・や行・わ行の所屬が決定できるとする。これにつづけて、『広韻』『玉篇』などの正しい韻書に拠る必要性があること、あ行とわ行の「ウ」の扱¹⁵について述べた後、「漢音ハイエヲ、ニシテ呉音キエオノ字アリ、又漢音キエオ、ニシテ呉音イエヲノ字アリ、是レヲ辨フルコト又反切ニアリ」と漢音・呉音の区別も反切によって、決められると述べる。

しかし、宣長は「ワキウエオ音圖」の解説において、次のように述べている。

烏哀都反、哀漢音アイ呉音エナリ、下ニ見ユ、都漢音ト呉音ツ也、サレバ烏ノ字漢音ヲ呉音キ也、モシ此ノ烏ノ字ヲ反切ニ用ヒタル字ハミナ漢音ハアイウエヲヤイユエヨノ音也、呉音ハワキキエオノ音也ト知ヘシ、是レ漢音ト

「呉音トニヨリテイエヲ、キエオノ別アルコトヲ知ヘシ、サレバ字音ノ假名遣ハヤウイニハ定メガタシ

『字音假名遣』の字音假名を列挙する後半部においても、反切上字があ行・わ行の双方にわたる場合については、あ行を漢音、わ行を呉音として、あ行・わ行双方に所属する字音假名として掲出してあり、反切上字によって、あ行・や行・わ行、そして、漢音・呉音を決定することができるという、総論の論理から一貫しているとは言いがたい。

さて、宝暦十一年稿本では、総論につづけて、「ワキウエオ音圖」という、安永五年版本には見えない図が載せられている。

「ワキウエオ音圖」(図1)には、同様の体裁の図が「ワ・キ・ウ・エ・オ」の五図載せられている。この「ワキウエオ音圖」について、宣長は次のように述べる。

○右ノ圖ヲ見テワ|ワン|ワウ|ワイ|ワク|ワツ等ノ音ノ体ヲ知ヘシ、スベテ音ノ体ヲヨクノ辨ヘズハイキエエヲオノ假名分チガタカルベシ、右ノ圖ノ類音ヲヨクノ見ルヘシ、類音トハ横ノ十行也、スベテワノ音ハ上ニウノ音ヲ帶タリ、キウエオモ同シ、下ノ圖ニ見エタリ、然ルニ十行ノ中ニ常ニ用ル音ハ只クワトワト二行ノミナリ、其ノ餘スワツワ等ハ皆直音ニ直シテ呼フ也、直音ニナラストハスワノ反サ、ツワノ反タナルユヘニスワンヲバサント呼ビ、ツワンヲハタント呼フ也、(中略)○ワハ本ト上ニウヲ帶ヒテウワ也、サレバクワスワツワ等ノ類音也

宣長は、頭に「ウ」の音を帯びた音が、わ行であるとしており、「類音」であるとしている。「類音トハ横ノ十行也」と述べるように、「横ノ十行」とは、五十音図のウ段にあたり、それに「わ」の音が付随したものが、わ行であると考えているようである。この考え方は、所謂、合拗音として理解していると考えられる。そして、「類音」を直したものが「直音」であり、「ワキウエオ音圖」では、「クワ ア」のように、上段に「類音」を挙げ、下に「直音」を掲出している。さらに音の違いとして「類音」を「重」、「直音」を「軽」として、わ行とあ行を音の軽重として対照さ

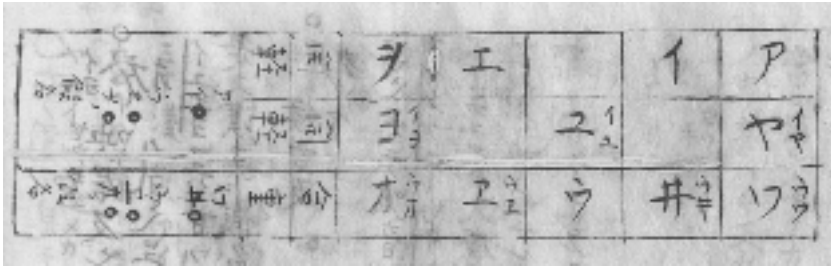


図2

せて捉えていることが分かる。や行について「ヤイユエヨノ中ノヤ。ユヨ等ハ上ニイヲ帯ル音也、や。ハイヤ也、ヨ。ハイヨ也、ユ。ハイユナリ、是レ以テヤイユエヨトワキウエオノ軽重ヲ知ヘシ」と述べるように、頭に「イ」の音を帯びた音がや行であり、所謂、開拗音のこととして理解していると考えられる。

以上の「ワキウエオ音圖」に見るように、宝暦十一年稿本において、宣長は、わ行の音を基準として、あ行は「類音」を直音にも直した音、や行は頭に「イ」の音を帯びた音として捉えており、喉音三行は、あ行から生じたとする安永五年版本とは異なる考え方をしていることが分かる。「ワキウエオ音圖」は、わ行を基準とすることなど、安永五年版本とは大きく異なっているが、わ行は「ウ」の音を帯びた音（類音）、あ行は類音を直音に直した音、や行は頭に「イ」を帯びる音という捉え方は、所謂、直音・拗音の考え方であり、安永五年版本において、直音・拗音を記した「字音假字三會圖」へと発展していく図であると考えられる。

宝暦十一年稿本では、「ワキウエオ音圖」の理解を踏まえて、次に、図2を載せる。

図2は、喉音三行における開口音・合口音と音の軽重を図式化したものと考えられる。総論における解説などから、ここで示された「開」「合」は『韻鏡』の転図としての「開」「合」とは別であると考えられる。この図からは、安永五年版本に見られる「御國ノ音ノ軽重」という考え方は見出だせないが、松阪市所蔵の「字音假字用格自筆資料」¹⁶では、図2に「軽・中・重」を加筆した記述が見え、この図が、「御國ノ

	ア	カ	サ	タ	ナ	ニ	ヒ	フ	ヘ	マ	ヤ	ラ	ワ	イ	エ	オ
ア	ア	カ	サ	タ	ナ	ニ	ヒ	フ	ヘ	マ	ヤ	ラ	ワ	イ	エ	オ
カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ	カ
サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ	サ
タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ	タ
ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ	ナ
ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ	ニ
ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ	ヒ
フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ	フ
ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ	ヘ
マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ	マ
ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ	ヤ
ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ	ラ
ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ	ワ
イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ	イ
エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ	エ
オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ	オ

ウ

図3

音ノ輕重」という独自の概念に展開していくものと考えられる。

宝曆十一年稿本では、図2につづけて、図3が掲載されている。図の最下部「ウ」と記されている箇所それぞれ「(空欄)・ウ・イ・ン・フ・ツ・ク・キ」と記された同様の体裁の図が、計八図ある。この図は、直音・拗音を示した「ワキウエオ音圖」を踏まえて、あ行・や行・わ行にそれぞれ最下部の音が付随した場合の発音、つまり、「いう・いゆう」などの二音節の仮名、所謂、「二合仮名」を圖としたものと考えられる。

さて、これ以降、宝曆十一年稿本は、仮名を掲出し、それに対応する字音仮名を列挙していく各論部へと入っていく。これまで確認したように、宝曆十一年稿本の冒頭部・総論や「ワキウエオ音圖」の各図を見ると、宝曆十一年段階において、宣長は、既に、あ行・や行・わ行、所謂、喉音三行の所屬について、問題意識を持っていたといえるよう。

以上の宝曆十一年稿本の総論や「ワキウエオ音圖」にみえる宣長の解説を踏まえ、仮名遣いが紛れやすいとされる「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の喉音三行の各論部の字音仮名について、宝曆十一年稿本と安永五年版本との記述内容を比較しながら確認してみたい。

【い・ゐ】

▽宝曆十一年稿本

【い】以〔羊已反〕異〔羊吏反〕怡〔以脂反〕已〔音怡〕易〔以歧反〕伊〔イ夷反又於脂反也、オゑ、於堯反也、サレ

ハ伊ノ字ハ漢音イ呉音ルナリ、常ニイノ假名ニ用ルハ漢音ナリ○以上六字、古書ワウニイノ假名ニ用ヒタリ〕移〔オ弋

支反〕姨〔以脂反〕夷彝頤貽飴萋〔以上六字音姨〕肆〔羊至反〕倚〔於離反、呉音ゐ〕倚〔於綺反、呉音ゐ〕

恚〔於避反、呉音ゐ〕醫〔於其反、呉音ゐ〕懿〔乙翼反、呉音ゐ〕意〔於記反、呉音ゐ〕威〔於非反、呉音ゐ〕

依〔於希反、呉音多〕衣〔音依〕屐〔於豈反、呉音多〕

- 〔ゐ〕為〔遠支反、去声、于僞反也、遠、雲阮反ナレハエン也、サレハ為、字ゐノ假名ナリ〕謂〔于貴反〕位〔于愧反〕威〔於非反、漢音い〕韋〔雨非反〕偉〔于鬼反〕委〔於詭反、漢音ゆい〕萎〔音委〕尉〔於胃反、漢音ゆい〕
- 以上九字、古書ニゐノ假名ニ用ヒタリ、惟〔以追反〕遺維〔以上二字、音惟〕洧〔榮美反〕帷〔洧悲反〕唯〔以水反〕矣〔于紀反〕違圍〔以上二字、音韋〕胃〔于貴反〕彙〔音胃〕畏慰〔以上二字、音尉〕猗倚志醫意懿〔以上六字、漢音い〕

以上ノ字ミナゐノ假名ヲ書ヘシ

▽安永五年版本

- 〔い〕伊以異怡易已移夷肄〔以上九字、古書ニいノ假字ニ用タリ〕貽飴詒倚猗嬖頤圮彝醫矣意懿〔以上廿二字、呉共ニい〕衣依屐〔以上三字、呉ハえ〕

○右ノ字皆開口音ニテ韻鏡開轉ニ属ス

- 〔ゐ〕爲爲章位威謂涓偉委萎尉〔以上十字、古書ニゐノ假字ニ用タリ〕惟維唯帷遺透恚洧鮪違圍闡慰畏胃彙緯葦

○右ノ字皆合口音ニテ韻鏡合轉ニ属ス〔一本ニ帷ノ字ヲ第六開轉ニ載タルハ非ナリ〕

【え・ゑ】

▽宝曆十一年稿本

〔えゑ〕假名ツカヒモをおノ如ク古来混雜シテ辨シガタシ、反切ヲ以テ正スニ協ハザル字多シ、又開合ヲ以テ是レヲ正スニモ協ハズ、古ヘ何ヲ以テ定メケルニヤ不審

哀愛埃延詠叡曳要衣

〔右〕字ミナ古来え、假名ニ用ヒタリ、此ノ内、延叡曳、四字、ハ、え、假名ニ用ユベキコト也、下ニ見ユ、其餘ノ字ハミナ協ハズ、是レヲ辨スルコト左ノ如シ〕

哀〔烏開反〕埃〔音哀〕愛〔烏代反〕〔以上三字、漢音あい呉音ゑ坎〕

〔右三字え〕假名ニ用ルコト反切ノ開ノ字けノ音アルニヤ、万葉ニ多ク開ヲけニ用ヒタリ、然レハ烏開ノ反ニナルヘシ、又代ノ字モテノ音アルカ、是レモ万葉ニ多クテニ用ヒタリ、然レハ烏代ノ反ニナルヘシ、スヘテ右三字ミナ灰ノ韻ニシテ此例多シ、米マイ弟タイ禰タイ礼レイ妹メイ怪クワイ准ユイ解カイ賣マイ、是レ等ノ例ニ准スレハ哀埃愛等ヲゑトイヒ開ヲケトイヒ代ヲテト云ヘシ、但シ哀愛トモニ反切ノ上字烏ノ字ナレハゑノ假名ナルヘキニえノ假名ニ用ルコトハイカガナレトモ、マイノ反メ、タイノ反テ、ライノ反レ、カイノ反ケ、是レラニ准ズレハ、アイノ反エ、ナルユヘニえノ假名ニ用ルモ故アルカ其ウヘ皆開音ノ字也〕〔傍線は筆者による〕

詠〔為命反、合音、漢音ゑゐ呉音ゐやうカわう坎、此字えノ假名ニ用ルコト不審〕衣〔於希反、漢音い呉音ゑ也、此字えノ假名ニ用ルコト、又不審也、但シ開音ナルウヘ漢音いノ五音ヲ通シテ、アイウエヲナレハえニ用ル坎〕

〔え〕延〔以然反、えん〕叡〔以芮反、えい〕曳〔余制反、えい〕要〔於笑反、漢音いやう呉音わう也、但シ笑ノ字宵ノ韻也、要モ同シ、古来蕭宵ノ韻ノ字ノ假名ヲハエウ・ケウ・セウ・テウ・ネウ・ヘウ・メウ・レウ・エウト書キ来レハソレニ從フテ於笑ノ反エウニナル故ニえノ假名ニ用ヒンモ可也、其ウヘ同音也〕哀埃愛衣〔以上四字ノ説見ユ上ニ〕依〔音衣〕

〔ゑ〕惠〔胡桂反〕衛〔于劓反〕穢〔於廢反、漢音あい呉音わい也、常ニ呉音ゑ也、哀愛ノ格ナリ〕隈〔烏恢反、漢音わい呉音ゑナリ〕會〔黃外反〕回〔戸恢反〕〔以上六字、古書ニゑノ假名ニ用ユ〕慧〔音惠〕迴〔音回〕

壞〔胡怪反〕畫〔胡卦反〕繪〔音會〕淮〔戸乖反〕

〔以上、ゑノ音ミナ呉音也、漢音ナシ〕

▽安永五年版本

〔え〕哀埃愛〔以上三字呉ナリ、漢ハあい〕衣依〔此二字モ呉也、漢ハいナリ〕延要曳叡〔以上九字、古書ニえノ假字ニ用タリ〕

○右ノ字皆開音ニテ韻鏡開轉ニ属ス（以下略）

〔ゑ〕恵〔呉ナリ、漢ハけい〕隈穢〔二字呉ナリ、漢ハわい〕回會繪淮〔四字呉ナリ、漢ハくわい〕衛〔以上八字、古書ニゑノ假字ニ用タリ〕慧〔呉ナリ、漢ハけい〕壞迴〔二字呉ナリ、漢ハくわい〕晝〔呉也、漢ハくわい又くわ〕。附烏

○右ノ字皆合音ニテ韻鏡合轉ニ属ス（以下略）

【お・を】

▽宝曆十一年稿本

〔ををおノ假名ツカヒ古来混雜シテ辨シガタシ、反切ヲ以テ是レヲ正スニ皆協ハズ、又開合ヲ以テタダスニモをノ假名ニ用ヒ来ル字多クハミナ合音ノ字ナレバ是レ又協ハズ、古ヘ何ヲ以テをおノ假名ノ文字ヲ定メケルニヤ不審也、クハシク左ニ辨スル也、考ヘミルヘシ〕

乎烏鳩鳴弘迴惋遠袁越

〔右ノ字ミナ古書ニをノ假名ニ用ヒタリ、此ノ内、烏鳩鳴ノ三字ハをノ假名ニテヨク協ヘリ、下ニ見ユ、其ノ餘ノ字ハミナ協ハズ、反切ニテモ開合ニテモ叶ハズ、是レ辨スルコト左ノ如シ〕

乎〔戸コゴ呉ウゴ反、合音、漢音コ呉音お也〕弘〔胡コ眩反、合音、漢音ウ呉音おう也〕迴〔戸コ頂テイ反、合音、漢音ウけい呉ウチヤウ〕

音〕惋〔烏貫反、合音、漢吳音わん、又於元反、漢音えん〕遠〔雲阮反、合音、漢音えん吳音わん也〕袁〔兩元反、合音、漢音えん吳音わん也〕越〔王伐反、合音、又于厥反、漢音えつ漢音わつ也、常ニ漢音えつ吳音おつ也〕〔右七字ノ音ヲ見ルベシ、五音通用シテモワキウエオコソ通スレ、アイウエヲヤイユエヨニ通スル音ニアラズ、然ルヲをノ假名ニ用ヒタルコト返ス不審也〕（傍線は筆者による）

〔を〕烏〔哀都反、又於乎反、漢音を吳音う也〕塢〔安吉反〕鳴〔於胡反、漢音を吳音う也〕鵠〔安吉反〕汗〔烏路反、漢音を吳音お也〕惡〔音汗〕

〔お〕於〔央居反、漢音いよ吳音お也〕淤〔音於〕意〔常ニハ音いナレトモ又乙力反ニテ憶ト同音ニナルコトアリ其時漢音いよ吳音おく也、此ノ音ヲ用テ古来いノ假名ニハ用ヒズ、おノ假名ニノミ用ユ〕憶〔於力反、漢音いか、吳音おく也〕隱〔於謹反、漢音いん吳音おん也〕飫〔依倨反、漢音いよ吳音お也〕礮〔於斤反、漢音いん吳音おん也〕乙〔於乞反、漢音いつ吳音おつナリ〕〔○〕右八字、古書ニおノ假名ニ用タリ〕汗惡〔以上二字、漢音を吳音おナリ〕

▽安永五年版本

〔お〕於淤飫。意憶億礮乙應〔以上十字、古書ニおノ假字ニ用タリ〕

○右意以下七字ハ開轉ニ属ス、於淤飫ノ三字ハ第十一合轉ニ属セリ〔以下略〕

〔を〕袁遠怨烏乎呼鳴塢弘越曰惋惡〔以上十三字、古書ニをノ假字ニ用フ〕汗惡

○右ノ字皆合音ニテ韻鏡合轉ニ属ス〔中略〕曰ヲをノ假字ニ用タルハ姓氏録ニ譯語氏ヲ曰佐トカキ、和名抄ニ筑前ノ郷名曰佐アリ〔今ノ本ニ日佐ニ作レルハ皆誤写ナリ〕〔以下略〕（傍線は筆者による）

以上、両書を比較してみると、宝曆十一年稿本と安永五年版本との「い・ぬ」「え・ゑ」「お・を」の字音仮名の所

属に異なることが分かる。特に、「え・ゑ」「お・を」の仮名については、疑問を呈する記述が多く、安永五年版本『字音仮字用格』の大きな特徴である「お・を」の所属については、宝暦十一年稿本では、「を」の仮名に対して、「五音通用シテモワキウエオニコソ通スレ、アイウエヤ・ヤイユエヨニ通スル音ニアラズ、然ルヲを、假名ニ用ヒタルコト返ス、不審也」と、その所属が不審であるとしながら、「お」をわ行、「を」をあ行としている。両書における字音仮名の所属の異同を示すと次の通りである。掲出字に対して、() 内の上段が宝暦十一年稿本、下段が安永五年版本の所属を示す。

萑(いーナシ)、恚威(いゐーゐ)、詒圯(ナシーい)、矣(あーい)、猗倚醫懿(いゐーい)、渭透鮪闢緯葦(ナシーゐ)、意(いゐおーいお)、怨呼日迴(ナシーを)、億應(ナシーお)、汗悪(おをーを)、迥(をーナシ)

宝暦十一年稿本では、宣長自身が総論で述べていたように、反切上字の音に基づいて仮名の所属を決定しており、その所属を見てみると、あ行・わ行双方に属する字が見える。反切上字の漢字の更に反切上字を導き出し、それを繰り返すことによって、あ行・わ行のいずれかの所属が決定できるとする総論の記述とは乖離してしまっていることがわかる。また、漢音・呉音の区別についても、漢音をあ行、呉音をわ行として区別しているため、宝暦十一年稿本では、「威」を「古書」においては「ゐ」の仮名として用いられていると述べながらも、漢音「い」呉音「ゐ」であり、あ行「い」・わ行「ゐ」の双方に所属する字音仮名として掲出している。これは、宝暦十一年稿本が「古書」という形で文献上の仮名遣いに注意を払いながらも、あくまで、反切上字を基準として仮名遣いの所属を分類しているためである。そのため、宝暦十一年稿本では、「万葉ニ多ク開ラケニ用ヒタリ」など具体的な書名を挙げる例はごく僅かであり、代わりに反切を詳細に挙げている。対する、安永五年版本では「を」の仮名「日」について「日ヲをノ假字ニ用タルハ姓氏録ニ譯語氏ヲ日佐トカキ、和名抄ニ筑前ノ郷名日佐アリ」と『新撰姓氏録』や『和名類聚抄』といっ

た具体的な書名を挙げており、二合仮名について論じた箇所では、さらに『古事記』や『万葉集』、「六国史」など多数の例証を挙げながら、仮名遣いの所屬を決定している。宝暦十一年稿本は反切が中心であり、安永五年版本ほど、具体的な「古書」の書名が掲出されていないが、両書の姿勢として共通するのは、「古書」にみえる字音仮名とそれ以外の字音仮名を明確に分けている点である。ここに宣長の『韻鏡』や韻書などの理論上の字音仮名と文献上の字音仮名を区別する意識がみとれる。つまり、宝暦十一年稿本においても『韻鏡』や韻書などに基づきながらも、文献上における使用例に注意を払っているということである。漢音・呉音の決定については、安永五年版本においても曖昧さを残すものの、^①文献上にみられる仮名遣いに基づいて分類しており、ここに宝暦十一年から安永五年に到るまでの宣長の古典研究の進展をみることができよう。

以上のように、『古事記』や『万葉集』「六国史」などの多くの文献に例証を求めて仮名遣いの所屬を記す安永五年版本に対して、宝暦十一年稿本は未だに反切を中心とした理解から脱し切れていない。しかしながら、その宝暦十一年稿本においても、「古書」として文献上の仮名遣いの利用に注意が払われていることには留意する必要がある。この宝暦十一年稿本における「古書」とは具体的に何か、そして、宝暦十一年稿本が利用している「古書」と安永五年版本が利用する文献の差異を見ることで、宝暦十一年以降から安永五年に到るまでの本居宣長の古典研究の進展を知ることができよう。

四、『字音仮字用格』の「古書」と本居宣長の古典研究

宝暦十一年稿本では、先行説について、誰の説であるのか、具体的に名前を挙げることはないが、宣長の字音仮名遣いの研究は、宝暦十一年の段階から、仮名遣い研究を契沖から、漢字音研究を文雄から影響を受けて成立している

といえる。そして、安永五年版本では、さらに『古事記』『万葉集』『六国史』などの上代文献を中心に古い文献に例証を求めている。対する宝暦十一年稿本では、「古書」という形で文献の用例であることを示しながらも、その具体的な書名は挙げられていない。そこで、『字音仮字用格』の安永五年版本と宝暦十一年稿本とに見られる文献の引用を比較することで、宣長の古典研究の展開をみていきたい。

宣長の古典研究の展開を確認する上で、宝暦十一年稿本と安永五年版本との「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の「古書」の例を『時代別国語大辞典 上代編』¹⁸⁾所収「主要万葉仮名一覧表」の上代文献の万葉仮名の使用例と照らし合わせてみてみたい。万葉仮名「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の掲出は『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」に拠り、「主要万葉仮名一覧表」に掲出が無く、『字音仮字用格』にのみ「古書」として掲出の字音仮名については表の末尾に仮名を追記し、網掛けで示した。左記の表のうち、『古事記』『日本書紀』『万葉集』については、『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」によって○を付した。『字音仮字用格』の宝暦十一年稿本と安永五年版本については、「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」掲出の字音仮名のうち「古書」に用例があると指摘がされる字音仮名に○を付した。また二合仮名については「古書」あるいは具体的な書名を挙げて指摘がある場合のみ、『字音仮字用格』の掲出箇所を記した。

肆	馬声	五十	胆	射	イ志	イ印	イ因	イ揖	易	移	已	異	以	怡	夷	伊	い	
									○		○	○	○	○		○	稿本	
○		「いむ」			「いつ」	「いむ」	「いむ」	「いふ」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	版本
		○			○	○										○	古事記	
		○	○		○		○		○			○	○	○		○	日本書紀	
	○	○		○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	万葉集

涓	尉	居	猪	井	偉	委	萎	謂	威	位	為	章	ゐ					
		○				○	○	○	○	○	○	○	○	稿本				
	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	版本
			○	○	○									○			古事記	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	日本書紀
			○	○	○				○		○	○						万葉集

吉	枝	江	兄	要	遙	曳	延	鞆	え(や行)
				○		○	○	○	稿本
				○	「えう」	○	○	○	版本
	○	○	○				○		古事記
○	○	○	○		○	○	○	○	日本書紀
○	○	○	○	○	○	○	○	○	万葉集

詠	可愛	得	往	榎	埃	哀	亜	依	愛	衣	え(あ行)
○					○	○			○	○	稿本
					○	○		○	○	○	版本
			○				○		○		古事記
	○				○	○			○		日本書紀
		○	○	○				○	○	○	万葉集

淮	絵	会	回	咲	座	坐	画	穢	隈	衛	徊	慧	廻	恵	ゑ
		○	○					○	○	○				○	稿本
	○	○	○	○				○	○	○				○	版本
						○								○	古事記
								○	○	○		○	○	○	日本書紀
				○	○		○				○	○	○	○	万葉集

億	乙	破	邑	応	憶	淤	飫	隠	於	意	お
	○	○			○	○	○	○	○	○	稿本
○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	版本
						○		○		○	古事記
	○	○	○		○	○	○		○	○	日本書紀
	○		○	○	○		○		○	○	万葉集

廻	適	叫	綬	緒	雄	男	麻	少	尾	小	越	惋	弘	塙	鳴	呼	怨	遠	日	烏	袁	乎	を		
	○										○	○	○	○	○			○		○	○	○	○	稿本	
○					「をう」						○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	版本
						○	○		○	○								○			○			古事記	
					○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○		○	○	日本書紀
		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○					○	○	○		○	○	○	○	○	万葉集

以上は、『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」との比較表であるため、対象外となった文献などについては注意せねばならない。また、宣長が実際に見ていた写本・版本からの例証と、校訂を経た現代テキストからの一覧表の差異にも注意をしなければならないが、右の表によって、傾向を見出すことができよう。

『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」は、音仮名・二合仮名・訓仮名を掲出しているため、訓仮名については宝暦十一年稿本も安永五年版本も、当然、掲出はない。二合仮名については、宝暦十一年稿本は「古書」への言及が少なく、安永五年版本は多くの文献を例証として挙げているため、大きな違いがある。

さて、音仮名については、宝暦十一年稿本を中心に細かく比較してみたい。まず、「い」の仮名については、宝暦十一年稿本では、「古書」にある字音仮名として挙げる「伊怡以異已易」の六字うち、「已」以外は『日本書紀』の音仮名と一致していることが分かる。「ゐ」の仮名については、宝暦十一年稿本の「韋為位威謂萎委偉尉」の九字のうち、「尉」以外の文字は『日本書紀』と一致しており、特に「萎委偉」については、「主要万葉仮名一覧表」で載せられる『正倉院文書』や『風土記』『金石文』などの他の文献の万葉仮名とも一致せず、『日本書紀』のみに一致する。「え」の仮名については、宣長は、あ行・や行を区別して掲出していないが、右の表では、「主要万葉仮名一覧表」にあわせて、表を分けた。あ行「え」の仮名「衣愛哀埃詠」の五字のうち、「哀埃」は『日本書紀』のみに見える仮名である。宣長が宝暦十一年稿本で取り上げ、安永五年版本で削った「詠」の字は、「主要万葉仮名一覧表」のどの文献にも用例としてあげられていない。しかし、谷川士清『日本書紀通証』⁽⁹⁾「音韻類字」条には「え」の仮名として「詠」が挙げられている。宣長は『本居宣長随筆』⁽¹⁰⁾の中で、『日本書紀通証』「音韻類字」条を抄録しており、この『本居宣長随筆』の当該条がいつ頃書かれたものであるかは不明であるが、京都遊学中とみられる。や行「え」の仮名である「叡延曳」のうち「叡延曳」については『日本書紀』『万葉集』にみえる。「要」については『万葉集』のみに一致する。

宝暦十一年稿本の「えゑノ假名」の中で、「万葉^二」という記述が見えることから宝暦十一年の段階で契沖の『万葉集』の仮名遣い研究を受容していたことがわかる。「ゑ」の仮名では宝暦十一年稿本の「惠衛隈機回會」の六字のうち、「隈機」については、『日本書紀』のみに一致し、「衛」は『日本書紀』『万葉集』に一致する。宝暦十一年稿本の「回會」、さらに、安永五年版本で追加された「繪淮」については「主要万葉仮名一覧表」に一致せず、主要な上代文献ではない資料を目にしていた可能性も指摘できる。「お」の仮名については『古事記』や『万葉集』とも一致するため、『日本書紀』を主たる文献とした可能性を指摘することは難しいが、「隠」以外の仮名については『日本書紀』と一致し、「礮」は『日本書紀』にのみ一致する仮名である。「を」の仮名は、宝暦十一年稿本では、「袁」が『日本書紀』と一致せず、『日本書紀』に「を」の仮名としてあげられている「日」が一致しない。「鳴弘槐」の三字は『日本書紀』のみ見える仮名で、宝暦十一年稿本、安永五年版本ともに一致する。

以上、「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」の万葉仮名、特に音仮名について、上代文献と比較してきた。安永五年版本は、宝暦十一年稿本に比べ、「古書」として挙げられる仮名が多くなっており、『古事記』や『万葉集』にのみ一致する仮名も多くなっている。一方、宝暦十一年稿本では、宣長は『万葉集』も見ていることは間違いないが、傾向としては、『日本書紀』の字音仮名と多く一致する。これは、宝暦十一年における宣長の上代文献の中心が『日本書紀』であったことを示していると考えられる。

本居宣長は宝暦二年三月十六日に堀景山に入門した後、⁽²¹⁾宝暦四年九月二十八日に『日本書紀』を購入している。⁽²²⁾その後、宝暦六年七月二十六日には、師・景山より『日本書紀』を伝与され対校を行っている。⁽²³⁾さきにも述べたように、京都遊学中に記した『本居宣長随筆』では、谷川土清の『日本書紀通証』を抄録しており、『本居宣長随筆』における抄録時期については不明であるが、上記抄録とは別に『日本書紀通証』の「倭音通音（倭語通音）」を書写し、そ

の奥書に「宝暦乙亥孟夏晦日」とあることから、宝暦五年（宝暦乙亥）には既に『日本書紀通証』を披見していたことが分かる。⁽²⁴⁾

宣長は、この後、宝暦十三年に賀茂真淵と出会い、本格的に『古事記』の研究をはじめ、『古事記伝』の執筆に取りかかっていくこととなる。本居宣長記念館に蔵されている明和八年（一七七二）頃の宣長自筆『字音仮字用格』の草稿には「御國ノ古書」の語が見え、また、その内容からも、明和八年には「御國ノ音ノ軽重」という独自概念のもと、「お」「を」の所屬を、あ行「お」、わ行「を」に正す考えに至ったと考えられる。明和八年は『古事記伝』一之巻に『直毘靈』として収められた『直靈』が成稿した年である。また、安永五年版本『字音仮字用格』において『古事記伝』に言及している箇所があることから、真淵との出会い以降、宣長の上代文献の研究の中心となるのは、間違いなく『古事記』であり、宣長の『古事記』研究は、安永五年版本『字音仮字用格』の成立にも大きな影響を与えているといえる。しかしながら、宝暦十一年稿本『字音仮名遣』にみる「古書」の傾向や、宣長の京都遊学中における活動をみれば、『古事記』研究を開始する以前における宣長の上代文献に対する学問の基盤となっているは、むしろ『日本書紀』であったということができよう。

五、おわりに

本稿では、國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本『字音仮名遣』を中心に、安永五年版本との比較を通して、内容の相違を確認するとともに、宣長の字音仮名遣いの研究と古典研究の展開を見てきた。

國學院大學図書館蔵の宝暦十一年稿本の伝来については不明な点もあるが、伊勢松阪にあった文庫に蔵されていた『字音仮字用格』の草稿本である。

平安時代の中頃から言葉に発音上の区別が無くなり、中世以降は、藤原定家が定めた定家仮名遣いが定着したことによって、仮名遣いに混乱が生じることとなった。江戸時代に入り、契沖によって仮名遣い研究は大きく進展したが、あ行・や行・わ行の喉音三行の仮名遣いについては、未だ問題が残ったままであった。本居宣長は、契沖の仮名遣い研究や文雄の『韻鏡』研究を踏まえつつ、安永五年版本『字音仮字用格』の中で「御國ノ音ノ軽重」という独自の概念によって、従来混同されていた「お」と「を」の仮名遣いの所屬を正し、あ行「お」、わ行「を」であることを論じた。しかし、宝暦十一年稿本では、未だ「御國ノ音ノ軽重」という概念は見出せず、わ行を基準として、あ行「を」、わ行「お」と分類しており、あ行を基準として、あ行「お」・わ行「を」と分類する安永五年版本とでは内容が大きく異なっている。

また、宣長は、安永五年版本では、古文獻の例証をあげて仮名遣いを説明する一方、宝暦十一年稿本では、契沖説に大きく依拠して、反切上字によって仮名遣いの所屬を判断しており、具体的な文獻名を挙げることはしていない。しかしながら、宣長は、宝暦十一年稿本においても「古書」という形で字音仮名を掲出していることから、文獻における仮名遣いに注意を払っていることがわかる。そこで、本稿では、宝暦十一年稿本と安永五年版本とで、宣長が、どのような文獻に基づいて仮名遣い研究を行ったのか、その変遷を確認してきた。安永五年版本が『古事記』や『日本書紀』『万葉集』など、多くの古文獻の例証を博搜しているのに対し、宝暦十一年稿本では「古書」の例としている仮名遣いには『日本書紀』を中心とした文獻の利用を見出すことができた。

宣長は安永五年版本の「凡例」において、『字音仮字用格』が音を論じる書ではなく、仮名遣いを論じる書であるため、中国の韻書で無く、「御國ノ古書」に例証を求めることの必然性を述べる。無論、仮名遣いを論じる上では、音の問題は不可分であり、そのため、宣長は「御國ノ音ノ軽重」という独自概念によって、「お」と「を」の仮名遣

いの弁別を行っていく。しかし、その根拠となるのは、「御國ノ古書」と呼ばれる上代を中心とした古文獻の仮名遣いである。宣長は宝暦十三年に賀茂真淵と出合い、『古事記』研究に邁進し、『古事記伝』『書紀論ひ』の中で『日本書紀』よりも『古事記』の重要性を論じる。しかし、宣長の研究活動をみていくと、『古事記』研究へと進む以前における宣長の上代の古典作品研究の出発点には『日本書紀』があつたといえよう。

註

- (1) 『本居宣長全集』第五卷（筑摩書房、昭和四十五年）。大野晋氏の「解題」によれば、「假名都加比」は、宣長自身の著作であるか、宣長が他の成書から書写したか不明としている。
- (2) 「喉音三行」に関わる論争の展開については、釘貫亨「喉音三行弁」論争史」（『近世仮名遣い論の研究』、名古屋大学出版会、平成十九年）に詳しい。
- (3) 釘貫亨「おを」の行所屬と本居宣長「字音仮字用格」（註2前掲同書）。
- (4) 横山重「書物博搜」上（角川書店、昭和五十三年）。横山重氏のもとに渡ったことについては『文学における王権象徴の表現の研究』平成二十一年度 國學院大學文学部 共同報告書（秋山嘉奈子 担当執筆、松尾葦江・吉田永弘 編、平成二十二年）に指摘がある。
- (5) 鈴木淳・岡中正行・中村一基 編著『本居宣長と鈴屋社中——授業門人姓名録』の総合的研究」（錦正社、昭和五十九年）。
- (6) 『本居宣長全集』第二十卷（筑摩書房、昭和五十年）。
- (7) 本居清造 編『本居全集』首卷（吉川弘文館、昭和三年）。
- (8) 『乾家累代記録』は「松阪市清水町 乾家文書（郷土資料室 所蔵文書目録（第十一集） 家別文書十、松阪市産業文化部文化課郷土資料室 編、松阪市、令和三年）による。「乾家文書」の調査報告によれば、『乾家累代記録』は、乾家・第十一代の正二郎の頃に乾家に伝来した資料に基づいて、明治頃に作成されたとみられる資料である。國學院大學図書館蔵宝暦十一年稿本が、いつ頃、「凹郵文庫」に蔵されたのかは明らかではないが、第七代当主・乾富敬の生没年が文化五年（一八〇八）から安政三年（一八五六）であることから宣長没後の可能性がある。乾家は、中興の祖である第五代・富脩が下蛸路村堀口家・分家の八郎次家から養子となっ

たのをはじめ、松阪の商家から養子をとりながら、家督を嗣いでいったようである。

(9) 鈴木淳『授業門人姓名録』と門人の範圍(註5前掲同書)。

(10) 近世における松阪の久保村は、現在の三重県松阪市東久保町(旧・飯野郡久保村)と松阪市久保町(旧・飯高郡久保村)の二箇所がある。東久保町は伊勢津藩の領地であり、久保町は紀伊和歌山藩の領地であるが、乾家が居を構える清水村が伊勢津藩の領地であることを考えると、現・東久保町のことか。現・東久保町(旧・飯野郡久保村)は清水村と同じく櫛田川沿いに存する。

(11) 大野晋「解題」(註1前掲同書)。

(12) 天理図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮字用格』については、『天理図書館稀書目録』和漢書之部第一(天理図書館編、天理図書館、昭和十五年、天理図書館ホームページの「絶版ライブラリー」に拠る)の「鈴屋歌集卷二(宣長翁残六一七五)」「宣長翁残芳一函」(請求番号:〇一八一二)として一括所蔵される)の項目に大野氏の指摘と同様の内容が記述されている。天理図書館蔵「鈴屋歌集卷二」は、天理図書館蔵宝暦十一年稿本『字音仮字用格』の他にいくつかの稿本の紙背を利用して、紙縫り綴じで綴じ直した冊子本であるようである。

(13) 安永五年版本『字音仮字用格』の引用は『玉あられ、字音假字用格』(勉誠社文庫、勉誠社、昭和五十一年)に拠る。

(14) 本居宣長記念館には「鈴屋之印」の蔵書印をもつ『和字正濫要略』の写本が蔵せられている(北岡四良・岡本勝編「本居宣長記念館 蔵書目録3」、松阪市教育委員会、昭和五十二年)。しかし、宝暦十一年の段階で、宣長が既に契沖の『和字正濫要略』を見ていたかについては、不明である。

(15) 宣長は、あ行とわ行の「ウ」の仮名の字体について、反切による仮名遣いの所屬を説明するために書き分けが必要であることを述べ、適宜、あ行とわ行の「ウ」の仮名を書き分けている。本稿では、宝暦十一年稿本で、宣長が書き分けている場合にのみ、あ行「ウ」わ行「ヰ」とした。

(16) 註1前掲同書の口絵に拠る。松阪市蔵「字音仮字用格自筆資料」の紙背は、『詞の玉緒』の自筆資料である。

(17) 宣長の呉音・漢音の判断の曖昧さについては、沼本克明「宣長大人の『字音仮字用格』」(帰納と演繹とはさまに揺れ動く字音仮名遣いを論ず―字音仮名遣い入門―)、汲古書院、平成二十六年)が、訓点資料に基づいて、詳細に論じている。

(18) 『時代別国語大辞典 上代編』(三省堂、昭和四十二年)、『時代別国語大辞典 上代編』所収「主要万葉仮名一覧表」の掲出順は、音仮名・二合仮名・訓仮名の順に掲出されている。

- (19) 谷川士清『日本書紀通証』（国民精神文化文獻十五、国民精神文化研究所、昭和十二年）。
- (20) 本居宣長『本居宣長随筆』巻二（『本居宣長全集』第十三巻、筑摩書房、昭和四十六年）。
- (21) 本居宣長『在京日記』（『本居宣長全集』第十六巻、筑摩書房、昭和四十九年）。
- (22) 本居宣長『宝曆二年以後購求謄写書籍』（註6前掲同書）。
- (23) 堀景山伝与本『日本書紀』は、正徳四年版本「神代巻」と寛文九年版本「日本書紀」（巻第三―三十）の取り合わせ本三十巻九冊で、景山が巻第十八の途中まで、小野田重好本を以て対校し、契沖の『厚顔抄』から増註したものを、宣長が景山から伝与され、対校を行った本である。堀景山伝与本『日本書紀』と景山の『日本書紀』研究については、高橋俊和「堀景山伝与本『日本書紀』考」（『堀景山伝考』、研究叢書四八一、和泉書院、平成二十九年）に詳しい。
- (24) 大久保正「解題」（註20前掲『本居宣長全集』）。宣長は明和年間に谷川士清に宛てた書簡の中で、『日本書紀通証』の神代巻の注釈まで披見しているものの、人皇巻の注釈については未見であることを述べ、借用の願いを記している（大阪府豊中市服部天神文庫蔵「明和某年八月十二日 谷川士清宛」（『本居宣長全集』第十七巻、筑摩書房、昭和六十二年））。
- (25) 「21世紀の本居宣長」（朝日新聞社、平成十六年）。谷川士清が本居宣長に宛てた明和八年二月七日付書簡では、士清は宣長の「字音仮字用格」を高く評価している。この士清が披見した「字音仮字用格」は、宣長記念館所蔵の明和八年頃の草稿本と同じ、乃至は極めて近い内容の「字音仮字用格」であったと考えられ、「お」「を」の所屬を正した後のものと考えられる。谷川士清の書簡は「新版本居宣長の不思議」（公益財団法人鈴屋遺蹟保存会本居宣長記念館、平成二十五年）による。
- 【附記】 本稿で取り上げた國學院大學図書館蔵・宝曆十一年稿本『字音仮名遣』の調査は、平成二十八年度文部科学省私立大学研究ブランディング事業「古事記学」の推進拠点形成―世界と次世代に語り継ぐ『古事記』の先端的研究・教育・発信―の一環として、調査が始められ、校史・学術資産研究センター、研究開発推進センターにおいて、継続して進められた調査に基づく事業成果である。なお、事業成果の一環として、令和三年度（木）に國學院大學博物館で特別展「『日本書紀』撰録一三〇〇年―神と人とを結ぶ書物―」（会期：令和三年九月十六日（木）～十一月十三日（土））を開催し、展示図録としてまとめられた。